

<b>交渉情報</b>	<b>NO.94</b>	郵便事業会社信越支社 総務部
JP労組信越地方本部	2012年1月19日	添付資料:6枚

## 時間外勤務等に関する実態調査等について

(中央交渉情報郵便事業第85号関連)

郵便事業会社信越支社総務部は、「時間外勤務等に関する実態調査等」について地方本部に説明してきました。

標記案件は、第179回国会における質問主意書に基づき、越谷支店の時間外勤務等を調査したところ、三六協定違反及びこれを隠ぺいするための超勤命令簿の改ざんが明らかになったとしており、重大なコンプライアンス違反であることから、同種事例の有無の把握と不適正事例に対する是正をはかるため、全支店において時間外勤務等に関する実態調査を行なうものです。

なお、超勤命令簿の改ざん（付け替え含む。以下同じ。）及び三六協定違反が発見された場合は、速やかに是正するとともに、超過勤務手当等の不払いが判明した場合は追及を行なうとしています。

実施期限は平成24年2月24日（金）とし、対象期間は平成23年10月1日（土）から同年11月30日（水）の2か月間、対象社員は全ての支店及び集配センターの超過勤務手当支給対象社員（正社員、期間雇用社員、高齢再雇用社員及び短時間社員）としています。

また、不払いに係る精算日は平成24年3月23日（金）となります。

調査実施方法及び突合する関係帳票については、支社資料を参照願います。今調査では全ての事実を明らかにすることが重要であり、「超過命令簿の取扱内容に関する報告書」提出後に改ざんの事実が判明した場合には、これまで以上に厳しく問責されることとなります。

よって、分会では「見た、聞いた」事案があれば、真実かどうか確認した上で支店対応を要請します。

超勤命令簿に改ざんの事実がない場合は、各課（室）において、社員種別ごとに社員の2割程度の人数について、超勤命令簿と関係帳票2の突合を実施するとしています。

標記は、労使ルールに基づいた交渉案件ではありませんが、地本では重要な調査と位置づけており、内容等について支社説明を求めたところです。

既に、本社より各支店あてに1月13日付けで指示文書が発出されており、支店側で粛々と調査・集計の上、支社報告となりますが、支部・分会では「他人事ではなく」緊張感を持った対応をお願いします。また、調査方法等について疑義が生じている場合は現地対応の上、地本へ連絡願います。

なお、地本では全支店での集計後、取りまとめ結果について、支社から情報提供を受けることとなっています。

**【労使対応】** 組合周知